

船舶事故等調査報告書

平成21年5月28日  
運輸安全委員会(海事専門部会)議決

事故等番号	2009長第29号	
事故等名	ヨットミストラルⅢ乗揚	
発生年月日時刻	平成20年9月14日(日)11時25分ごろ	
発生場所	長崎県寺島水道 兜島灯台から真方位020° 1.35海里 (北緯33° 03'、東経129° 38.75')	
事故等調査の経過	調査の概要:平成21年3月3日長崎・地方事故調査官が船長から口述聴取 原因関係者からの意見聴取:意見なし	
事実情報		
船種・船名・総トン数	ヨット ミストラルⅢ 4.9m	
船舶番号(IMO 番号)	不詳	
船舶所有者等	個人所有	
船種・船名・総トン数		
船舶番号(IMO 番号)		
船舶所有者等		
乗組員等に関する情報	船長 一級小型船舶操縦士	
負傷者	なし	
損傷	フィンキール擦過傷	
事故等の経過	本船は、フィンキールまで2mの喫水で、4～5ノットの速力により寺島水道に向けて帆走していたが、前路に数隻の釣船を認めて針路を右に転じて航行中、平成20年9月14日11時25分ごろ、浅瀬に乗り揚げた。 当時、潮候は下げ潮末期であった。	
分析	気象・海象の関与 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 判明した事項の解析	なし あり なし 本船は、水路調査を適切に行わず、帆走のまま南進することとし、以前に漁船がミヨギ瀬灯浮標の右側(浅瀬が存在)を通航しているのを見たことがあったので通航した可能性があると考えられる。
原因	本事故は、本船が帆走中、釣船のいない灯浮標の右側を航行したため、浅瀬に乗り揚げたことにより発生した可能性があると考えられる。	
その他の事項	船長は、機走に切り替えれば釣船の間を南進できたのであるから、今後このようなときには機走に切り替えて、安全な水域を航行することとした。	